

各都道府県人事担当課
各都道府県市町村担当課・区政課
各政令指定都市人事担当課 } 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（参考）

このことについては、「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（依頼）」（令和元年6月28日付け総行福第23号）により取組をお願いしたところですが、マイナンバーカードの取得勧奨、所属部署を通じた交付申請書等の配付、所属部署への交付申請書の提出、マイナンバーカードの申請・取得状況の把握など、一連の取組に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

今月に入り、各地方公務員共済組合から、皆様方の元に交付申請書等が送付されていると承知しております。

つきましては、既に所属部署には依頼していただいているところとは存じますが、交付申請書等が届き次第、各所属の共済事務担当者から速やかに各組合員に配付していただけるよう御配慮をお願いします。併せて、所属部署を通じたJ-LISへの交付申請書の提出についても、御協力いただきますようお願いいたします。

また、この機会に、地方公共団体等から御質問いただくことの多い事項について、別添のとおりQ&Aを作成しましたので、御参考までに送付します。

各都道府県市町村担当課・区政課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村へも周知方をお願いします。

地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進に関するQ & A

問1. 公務員等について、本年度内に、マイナンバーカードの取得を推進する理由は。

(答)

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するためには、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及を図ることが必要。
- こうした観点から、公務員等による本年度中におけるマイナンバーカードの取得推進について、「経済財政運営と改革の基本方針 2019（骨太の方針）」（令和元年6月21日閣議決定）等に盛り込まれ、取り組んでいるもの。
- 今回の取組みは、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用に向けたものであり、今後、官民挙げてマイナンバーカードの取得を促進し、交付申請件数が増加していくことが予想される中で、市区町村におけるカード交付事務の平準化を図る必要があることも踏まえ、公務員等の本年度中における一斉取得の推進について御理解と御協力をお願いしているところ。

問2. 公務員のマイナンバーカードの取得について「事実上強制」との報道もあるが、必ず取得しなければならないのか（マイナンバーカードの取得は「義務」なのか。）。

(答)

- マイナンバーカードは、本人の意思で申請するものであり、（公務員に限らず）取得義務は課されておらず、取得を強制するものではない。

問3. 被扶養者の取得に関して、新生児や乳幼児についても取得しなければならないのか。

(答)

- 健康保険法等の改正やマイナンバーカードの健康保険証利用の趣旨を踏まえ、新生児や乳幼児についても取得をお願いしたい。
なお、20歳未満の方のマイナンバーカードの有効期間については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日までとされている（20歳以上の方は10回目の誕生日まで）。
- 健康保険証利用に必要な利用者証明用電子証明書については、年齢に関わらず、5回目の誕生日までが有効期間となっている。

問4. 既にマイナンバーカードを持っているが、利用者証明用電子証明書を発行していない場合又は発行しているか不明な場合はどうすればよいのか。

(答)

○ 利用者証明用電子証明書を発行していない場合は、市区町村のマイナンバーカード交付窓口でマイナンバーカードを持参いただければ、電子証明書発行の手続きが可能。

○ 利用者証明用電子証明書を発行しているか不明な場合には、市区町村のマイナンバーカード交付窓口で発行の有無の確認が可能。

また、4桁の暗証番号に心当たりがある場合は、パソコンや読み取り対応スマートフォンでも地方公共団体情報システム機構が提供するソフトやアプリを使って発行の有無を確認することが可能。ICカードリーダーや読み取り対応スマートフォンを使ってマイナンバーカードのICチップを読み取り、ソフトやアプリの「自分の証明書を確認する」機能から確認することができ、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されている場合は、「有効」と表示される。

問5. 今回の組合員等の申請・取得状況の把握に関する調査の趣旨は何か。

(答)

○ (公務員に限った話ではないが、)マイナンバーカードの取得状況のデータがないため、地方公務員等の本年度中の一斉取得に際して、まずは現状を把握することが必要と考えている。

○ 加えて、オンライン申請による取得勧奨、所属部署を通じた交付申請書等の配付、所属部署への交付申請書の提出など様々な取組みをお願いしている中で、今回の取組みにより、どれくらい申請・取得が進んだかを把握することが必要と考えている。

問6. 職員がマイナンバーカードを取得する場合、職務専念義務の免除を行っても差し支えないか。

(答)

○ 一般論として職務専念義務の免除は、法律又は条例の特別の定めがある場合に限り、必要最小限に認められるものである。

問7. 「経済財政運営と改革の基本方針 2019 (骨太の方針)」において「地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する」とされていることにかんがみ、本年度内の職員によるマイナンバーカードの取得を厚生計画に位置付けていて、職務に専念する義務の特例に関する条例に「厚生に関する計画の実施に参加する場合」を特別の定めとして規定しているのであれば、職務専念義務の免除を行っても差し支えないか。

(答)

○ 必要最小限のものであれば、差し支えない。